

土木工事標準積算基準書等の準用について

令和4年3月24日
宮崎県県土整備部

県土整備部が発注する土木工事等の積算については、国土交通省の積算基準書等を準用することとしておりますが、基準等の一部改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 準用する基準書の取扱い

- (1) 令和3年度版 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）のうち、第IV編 第7章 ①鋼橋製作工 3. 鋼橋制作費 3-2 製作工労務単価27, 500円については、27, 800円に読み替えるものとします。
- (2) 令和3年度版 土木工事標準積算基準書（共通編）のうち、第I編 第3章 ①一般管理費等については、令和4年2月25日付け国官技第296号の別紙「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」第3章 ①一般管理費等を適用するものとします。（「国土交通省HPホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 土木工事積算基準関係」を参照）
- (3) 令和3年度版 国土交通省機械設備工事積算基準のうち、第1章 第5請負工事費の積算 4一般管理費等に示す標準一般管理費等率については、令和4年度版を適用するものとします。（「国土交通省HPホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > 建設施工・建設機械 > 機械設備工事積算基準」を参照）

2 適用基準日

上記1（1）については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和4年3月1日」以降のものから適用します。

上記1（2）及び（3）については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和4年4月1日」以降のものから適用します。

3 問合せ先

技術企画課 技術基準担当 TEL：0985-26-7047

E-mail：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp